



標準委員会規程

2021 年 1 月 26 日 第 6 回理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、日本原子力学会組織規程（0103）第 3 条に規定された標準委員会（以下、「委員会」という。）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び連絡調整する。

- (1) 原子力に関する基準、指針（以下、これらを「標準」という。）の作成及び制定、並びに制定された標準の維持管理及び改廃
- (2) 国際標準原案・日本工業規格原案等の作成
- (3) 制定した標準の普及並びに標準に関する講演会・講習会等の開催
- (4) 国内外の学協会等の標準化作業との連絡及び調整
- (5) その他原子力に関する標準化事業の推進に関して必要な事項の検討、実施

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、幹事を含む委員若干名をもって組織する。

- 2 委員会には、委員長 1 名、副委員長、幹事を置く。副委員長、幹事は必要に応じ複数名を置くことができる。
- 3 委員は委員会にて選任し、会長が委嘱する。委員の選任方法については別に定める。ただし、委員は理事と重複することはできない。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会及びタスクグループを置くことができる。設置の詳細は、別に定める。

- 2 標準又は国際標準等の原案の作成を行うため、委員会の下には、専門部会、分科会及び作業会を設けることができる。これらの詳細は、別に定める。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 6 条 委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が、副委員長と協議して指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理し、委員長及び副委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。委員は、職務の重要性を認識して活動しなければならない。

(委嘱)

第10条 委員は、会長が委嘱する。

(事務局)

第11条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会を担当する事務局を置く。

2 事務局は中立・公正の立場で委員会を補佐する任にあたるが、委員会の運営方針・意思決定には関わらないこととする。

(議事)

第12条 委員会の議事は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員長が必要と認めるとき、委員は、情報通信機器を利用して出席することができる。

3 委員会における議決は、挙手又は投票による。ただし、次の議案の決議は投票によらねばならない。

(1) 標準の制定、改定、廃止

(2) 本規程の制定、改定、廃止

(3) その他委員長が必要と認めたもの

4 挙手による決議を行う場合、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決とする。

5 投票による決議の方法は、別に定める。

(代理者)

第13条 委員は、やむを得ず委員会を欠席する場合、代理者を指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。

なお、代理者が継続して委員会に出席する場合は委員会の承認を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第14条 委員会は公開で行い、オブザーバの参加を認める。オブザーバは、委員長の許可

の下，発言することができる。

（記録）

第15条 委員会は，公平，公正，及び公開性を確保するため，特に委員の構成，審議過程，公衆審査及び記録の保存について十分留意するものとし，別にその詳細を定める。

（理事会への報告）

第16条 委員長は，委員会の審議結果等の重要事項を理事会に報告する。委員長が報告できない場合は，代理者を立てることができる。

（改定）

第17条 本規程の改定は，委員会で決議し，理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は平成11年9月22日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成11年9月22日 第416回理事会決定
 - ② 平成22年6月18日 第510回理事会改定
 - ③ 平成26年11月28日 第5回理事会改定
 - ④ 平成27年11月28日 第5回理事会改定
 - ⑤ 平成29年1月25日 第5回理事会改定
 - ⑥ 平成31年1月31日 第6回理事会改定
 - ⑦ 2021年1月26日 第6回理事会改定

附則

- 1 平成29年1月25日承認の規程は理事会承認日から施行する。
- 2 平成31年1月31日承認の規程は理事会承認日から施行する。
- 3 2021年1月26日承認の規程は理事会承認日から施行する。